

## 平成30年第12回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年12月21日  
13時30分～14時45分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

## 平成30年第12回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年12月21日「平成30年第12回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 加藤 晃	3番 清水 澄雄	4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男	6番 平井 敬	7番 加藤 忠晴	8番 竹内 章人
9番 尾上 富夫	10番 井出 彰	11番 木島 稔	12番 森 征男
13番 齋藤 孝一	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 中山 勇	16番 塩脇 勉	17番 新戸 和夫	18番 守屋 福夫
19番 宮台 孝治	20番 細川 英治		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第52号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第3 議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後 1 時 3 0 分)

ただいまの出席委員は、14 名でございます。また、農地利用最適化推進委員の 6 名も全員出席しております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。9 番委員と 10 番委員を指名いたします。

それでは、4. 報告事項の 3 ページから 5 ページの (1) 活動状況について、(2) 農地の異動状況について、(3) 県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 報告でございますから、この程度にさせていただきたいと思います。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第 14 条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。

傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより 5 の付議事項に入ります。

議案書 6 ページ、日程第 1、議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 20 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、

または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号20、申請地は、中野■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米です。譲受人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料1にございます。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 ■■さんのところでは、家族、家中、5人で農作業をしております。あと、養鶏をしています。問題はないと思います。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんとその妻の■■■さん、長男の■■さんとその妻の■■■さん、次男の■■さんの5人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は52年、農業従事日数は、年間250日、■■さんの妻の■■■さんの農業経験年数は42年、農業従事日数は、年間200日、■■さんの長男の■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は、年間250日、■■さんの妻の■■■さんの農業経験年数は15年、農業従事日数は、年間200日、■■さんの次男の■■さんの農業経験年数は8年、農業従事日数は、年間250日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台などを所有しています。





たので、ここで一部の土地を贈与して耕作に当たるといふ、そういうこと  
でございますので、特に問題はないかなと思います。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんとその父の■■さん、  
弟の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、平成30年の農家台帳では、  
譲渡人の■■■さんになっておりますが、現在、■■■さんは農業に従事して  
いないそうです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は  
13年、農業従事日数は、年間250日、父の■■さんの農業経験年数は12年、  
農業従事日数は、年間250日、弟の■■さんの農業経験年数は6年、農業従事  
日数は、年間60日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が  
■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アール  
を超えております。機械は、耕運機2台、コンバイン1台、軽トラック1台など  
を所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作  
を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれ  
から見ても、譲受人として問題ないと思われまふ。そのほか、許可をすることが  
できない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありませ  
ん。この案件に関して、特に問題ないと思われまふ。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 この土地は、最近まで高座清掃施設組合の工事関係の施設が仮使用  
していたというふうに伺っております。つい最近、畑として原状復歸したと  
聞いております。現場は、特に作付は今されていませんが、畑として使用  
するには特に問題ないと思われまふ。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)



以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。一括でお願いします。

【主査】 ■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■さんとその母の■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、■さんです。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は18年、農業従事日数は、年間350日、母の■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は、年間200日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、ホイールローダー1台、フォークリフト1台、トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 この件については、写真の一番奥のほうに黒っぽく見えるのは、花を栽培するためでしょうか、黒っぽく土でございます。それで、今は畑としては使用していませんが、耕せば当然畑として使用するのに問題ないと思われます。右側に見えるくいと杉板は、右側が田んぼなので、土を土どめするためのせき板がずっと設置してあります。

説明は以上でございます。

【議長】 それでは、ただいま、23、24につきまして、質疑は一括でお願いします。

質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見も一括でお願いいたします。意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)



し借りをする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、1筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間となります。農業振興地域内、1件の新規の計画になります。この案件につきまして、12月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

続きまして、議案書10ページ、受付番号72番につきましては、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方、一括でお願い申し上げます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思いますが、受付番号63から72までの10件について、一括で採決をさせていただきたいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号63から72までの10件について、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号73についてでございますが、17番委員が関係人としての農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

(17番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)













【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思えます。

受付番号86から101まで、一括で採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号86から101までの16件については承認とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、日程第3、議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、生産緑地法第10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる規定がございます。1つ目といたしまして、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することになった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取りの申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願が提出されております。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受付の日から1カ月以内に行います。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う希望者への斡旋をいたします。その斡旋が調わなければ、買取り申出を受けた日から3カ月後に行為の制限の解除が申出者に通知されるという仕組みでございます。





を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。

資料は、7-1に申請地の案内図と写真、7-2に造成計画の平面図及び断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 ■■さんについては、農業をやりながら、ほかにまた自分の仕事をやっておられます。この盛土については、田んぼから畑にすることで、何ら問題ないと思います。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 造成計画について補足説明をいたします。

資料7-2をご覧ください。図は、北が上となっております。田面から平均50センチ盛土し、農地に隣接する北側、西側、南側の境界は、約30度の法面で処理し、東側の道路等の境界は、盛土した後も申請地側は50センチほど低くなる計画です。また、東側の道路との高低差は、現況で1メートルほど申請地側が低くなっておりますが、申請地の南東部に田への進入路としてコンクリートのスロープがあり、盛土した後もこのスロープをそのまま使用して、申請地への出入りに使用することです。

続きまして、断面図をご覧ください。図面下側のA-A断面が申請地を東西に、右側のB-B断面が申請地を南北に切った図面でございます。A-A断面の右側が道路となり、境界部はコンクリートの擁壁が設置されています。

右のB-B断面の下側をご覧ください。申請地南側の畑との境界です。畑のほうが現況で1メートルほど高くなっており、境界部は鋼板土どめが設置されております。農地との境界部は約30度の法面で処理することから、周辺の土地への被害防除は図られております。土は、申請地から南へ2キロほどの場所で行っている店舗建設工事により発生する土を搬入することによって、黒土とすることによってございます。造成後はネギ等の露地野菜を作付する営農計画書の提出がでございます。そのほか、隣接する農地の所有者からの同意書の提出もでございます。これらから、この案件につきまして、

特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 これも昨日、現地調査をしまりました。現在、作付はされていなかったようですが、きれいに耕されており、現況では水田として農地として問題ないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

【4番委員】 事務局のほうに確認したいんですけども、資料7-2、この図面の西側の田のほうのところ、畔とかがあると思うんですが、今回のこれを見ますと、境界のところが目いっぱいできていますが、崩れるおそれがあるのではないかと、そのように思うんですけども、ここにある畔はどちらの畔なんでしょうか。

【主査】 こちらの畔が、西側の土地のものか申請地側のものかについては確認しておりませんでした。こちらの畔については、残す計画だということは聞いておりますので、畔の下から30度上がって盛土をするということで聞いておりますので、そのような計画で、近隣には被害が及ばないようにするものと考えております。

【4番委員】 畔は隣のものなのなんですかね。わからない。ちょうど隣地境界のところから30度に切っているから。徐々に徐々に崩れてくる可能性があるかなと思ったんだけど。通常は畔の部分があれば畔を残して、そこから30度の面でやるとかということでもらったほうが問題が起きないかと思うんですけど、確認をお願いしたいと思います。資料ができるようでしたら、資料でお願いしたいと思います。

以上です。

【主査】 こちらの断面のほうに畔の記載がなかったんですけども、畔は残して施工するということで聞いておりますので、図面のほうでもそれが反映できるように、図面の差しかえを求めたいと思いますので、済みませんが、それで確認したいと思います。

以上でございます。



にこれで問題ないと思います。あと、東側と西側につきましては、東側は新設道路、西側は農道ということで、影響するのは南側の境界の田んぼの面ですが、これも計画ですと、道路の工事でもう1カ所が発生土で埋め立てできるのであれば埋め立てたいということで、話が出ていますので、その辺の状況を踏まえまして、特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 造成計画について補足説明をいたします。

資料8-2をご覧ください。図は、北が右側となっております。田面から平均60センチ盛土し、西側、図の上側の市道と南側、図の左側の田との境界は、約30度の法面で処理し、東側、図の下側の現在工事中の（仮称）市道上郷河原口線とは、道路完成後は高低差がなくなる計画です。また、北側、図の右側は、現況、田ですが、先月、第11回定例総会にて農地造成の届け出があり、現在、畑への造成工事中です。最終的には、今回の申請地との高低差はなくなる計画です。

続きまして、資料8-3をご覧ください。上の①断面が申請地を東西に、下の②断面が南北に切った図面でございます。①断面の左側が西側の市道となり、高低差は30センチでございます。図面道路から30センチまでという海老名市の基準を満たすような計画がされております。

続いて、下の②断面の左側をご覧ください。南側の田との境界です。隣の田との間の畔を残し、境界部は約30度の法面で処理することから、周辺の土地への被害防除は図られております。また、②断面の右側、北側の農地との境界部については、高低差がない計画となっております。この点につきまして、先ほど地区担当の2番委員からもご説明がありましたが、先月の定例総会では、北側の田の畔は残す計画でございました。今回の南側の申請地を盛土して畑にするということで、畔を残す必要がなくなったことから、北側の田の造成について計画の変更があり、図面の差しかえを受けておりますので、ご報告いたします。

土は、申請地東側の（仮称）上郷河原口線の道路工事により発生する土を搬入するとのこと、もともと農地であった部分の土でございます。造



576と書いてあるところ、ここは5畝ぐらいの田んぼになっているのですが、これも■■さんが作っておりますので、水の流れと草の管理の面においても問題はないと思われま

す。それと、9-1なのですが、埋め戻しなのですが、社家小学校側からの土の埋め戻しはだめだということで指導しております。社家駅入り口の市道110号線から入って残土を埋めてほしいというような地元の要請でございます。また、通学路が110号線にはついておりますので、9時以降、残土の埋め戻しをやっていただくということで、業者には一応指導しております。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 資料9-2をご覧ください。図は、北が上となっております。申請地の一部を99センチ盛土し、周囲を30度の法面で処理し、法面の下には土どめ板を設置、また、北側の水路と隣接する部分のみ、コンクリート板の土どめを設置するという計画です。また、南に隣接する田は、申請地北側の水路から申請地越しに水を引いているため、水路に穴をあけ、申請地の東、西、南側に幅50センチのスペースをあけることで、南の田に水が入るようにする計画となっております。

続きまして、資料9-3の断面図です。こちらは横向きにしてご覧ください。上のA-A'が申請地を南北、下のB-B'が東西に切った図面でございます。A-A'断面の左側が水路を挟んで市道となり、高低差は30センチでございます。前面道路から30センチまでという海老名市の基準を満たすような計画がされております。また、境界には、入り口部を除き、コンクリート板の土どめを設置し、水路に土がこぼれないような計画がされております。また、A-A'断面の右側と下のB-B'の左右をご覧くださいますと、いずれも畔の下から50センチ幅の水路が確保され、また、境界はいずれも30度の法面で処理し、法面の下に土どめ板を設置することによって、周辺の土地への被害防除が図られております。また、出入りに関しましては、申請地北側の市道から水路部分にグレーンチングのふたをかけて行う計画と聞いております。A-A'の左側に出入り口部

分の構造が記載されておりますので、ご覧ください。現況で道路側が高くなっておりますので、水路のU字溝の申請地側に道路と高さを合わせてコンクリートを打ち、グレーチングのふたをかける計画です。道路側には水路との間に既設のコンクリートの擁壁が設置されており、構造については道路管理者に確認しているとのことです。土は、横浜市緑区新治町地内の宅地造成工事により発生する土を搬入するということで、黒まじりの赤土とのことでございます。造成後はタマネギ、丹波黒豆等を作付する営農計画書の提出がでございます。そのほか、隣接する農地の所有者及び耕作者からの同意書の提出もでございます。これらから、この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 これも昨日、調査してまいりました。現況は水稻栽培の跡がはっきり残っており、農地として問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。質疑のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑もないようでございますので、受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書22ページから24ページまでの(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号36の1件と、農地法第5条の受付番号73から78までの6件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第

4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書22ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号36の1件で、畑、119平米です。

続きまして、議案書23ページ、24ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成30年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号73から78までの6件で、田、1,345平米、畑、1,993.79平米、合計、3,338.79平米です。以上、これらにつきましては、専決処分を受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方、一括でお願いいたします。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号36の1件と受付番号73から78までの6件について、一括して了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書25、26ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号10、11について、関連がありますので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっています。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

議案書25ページ、26ページをご覧ください。受付番号10、11ともに、上郷の■■■さんの死亡による相続です。



(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、受付番号12について、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 長い間、どうもありがとうございました。今回の議題に関して、上郷の関係で、かなり農地を持っている方が死亡されて、その後、相続された方がほとんど農業をやらないというような形で表記されております。私もちょっと気にしましたが、この後、集積関係で残った主に田んぼは委託するような形ということで、安心していますが、ここで上郷の集積関係で、  
■■さんのほうが新規の集積、また、相続を受けた田んぼに関してもかなり集積がされるということで、農地としてはかなり残って、荒れないで管理できるということで、安心しております。また、海老名市ということで、生産緑地に関しては、相続の関係を受けた中で、期限が切れるということで、これも市のあっせんが出ていますが、これが農地としてうまく存続してくればいいのですが、残念ながらちょっと厳しいような状態ですということで、海老名市は今回も1月で継続の集積がかなり進んでおりますが、この辺がこれから海老名市の農業でかなり集積者のほうの割合が多くなって、水田関係は農地所有者より委託を受けた集積者がやる農地がふえるのではないかとということで、今までもいろいろなお話がありましたのを、これから農業委員会の大きな課題として受けとめたいと思います。

今日、終わりましたら、忘年会ということなので、皆さん、またその中で、いろいろな話し合いで懇談していただければと思います。

今日のご苦労さまでした。

(終了 午後2時45分)